

御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	御意見	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
1	弁護士ドットコム株式会社	<p>「主務大臣が認めるもの」から「告示で定める方法」により運用がどのように変化するのか、今後はどのような運用を想定しているのか、もう少し丁寧に説明して頂きたい。</p> <p>また関連するのか分からないが、総務省の「トラストサービスワーキンググループ」や UNCITRAL の working group⁴ の議論が関連するならばその点についても丁寧に説明して頂きたい。</p> <p>なお、今回の改正に限らず、電子署名分野では、後者のような国際標準との適合性が重要であると考えている。この分野に於ける今後の改正に於いては国際的動向を踏まえた適切な説明を前提として頂きたい。</p>	<p>本改正は、電子署名及び認証業務に関する法律(以下「電子署名法」という。)第4条による認定を受けた特定認証業務の利用の申し込みをする者の真偽の確認の方法について、これまで「主務大臣が認めるもの」としていた真偽の確認の方法を明示的に示すために、「主務大臣が告示で定める方法」と改めるものであり、運用に変化は生じません。今後の運用については、同等と認めることができる新たな真偽の確認の方法があれば、適時告示に追加していくことを想定しています。</p> <p>また、本改正と総務省の「トラストサービス検討ワーキンググループ」等の議論に関連はありません。</p> <p>その他いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>	無
2	個人 A	<p>本改正に賛成である。</p> <p>告示として確認の方法の公表を行う事は適切であると思われた。</p> <p>(なお、もちろん、適切な方法が用いられるべきであると考えてる。)</p>	賛同の御意見として承ります。	無